

令和3年7月12日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長

徳島大学長

野地 澄晴

授業の実施等について（7月12日更新）

「まん延防止」の指定区域及び「緊急事態宣言」の対象地域及び期間が変更されたことを踏まえ、令和3年6月28日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは全地区「レベル1」で変更はありません。

7月11日にとくしまアラート「**感染観察（注意）**」が発動され、徳島県では8月22日までを**“第5波早期警戒期間”**とし、夏休みやお盆での人流の増加やデルタ株への計画を呼びかけています。県をまたいだ移動にあつては、慎重に判断いただき、特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域、あるいはデルタ株の感染が確認されている地域への移動は極力控えて頂くとともに、基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

※下記のうち下線部分は、令和3年6月28日付け通知からの変更箇所

学生及び保護者に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

- ◆**まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間 令和3年8月22日（日）まで**
まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は、別紙を参照してください。

学生の移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、検温等の健康管理を行うよう指導してください。やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をとるよう強く指導してください。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保するよう指導してください。なお、14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含まれます。ただし、通学に伴う県をまたぐ移動については、移動元の県が上記指定区域等となった場合であっても、14日間の自宅待機は不要とします。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

- ◆**BCPに伴う対象期間 令和3年7月1日（木）～当面の間**

BCPレベル 1：全地区

1. 授業等について

(1) 授業等は、下記のとおり実施してください。

「BCPレベル0」となるまでの間の授業は、学部等の状況に応じて、講義室の収容定員に対する受講生の割合を50%以下とするなど、十分な感染予防対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を実施してください。

ただし、十分な感染予防対策が徹底できないと判断される場合は、遠隔授業等を実施してください。

また、新型コロナワクチン接種の有無によって、授業実施可否及び授業への出席可否等の制限を行うことは原則としてしないでください。

各学部等においては、学生の安心・安全を最優先に考え、感染防止に配慮いただくよう、重ねてお願いします。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配信、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※学内で遠隔授業等を受講する学生に向けて、WEB環境と感染防止対策が整った教室等を提供してください。

※自宅等から遠隔授業等を実施する場合の学生との連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を活用してください。

※教員（非常勤講師を含む。）が、自宅等で遠隔授業等を行う場合は、労働時間、休暇等に関する規則第6条に定める事業場外勤務として取り扱います。（「事業場外勤務届」の提出は不要です。）

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにすること。

2. 学生の学内への立入について

感染拡大防止に最大限の配慮（3密回避、マスクの着用、咳エチケット、手洗い手指消毒等）をした上で、立ち入ることができます。

3. その他、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

参考資料

・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話

場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）

業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

(本件に関する連絡先)

学務部教育支援課教務・情報係 (担当 : 小倉・安友)

TEL 088-656-7095・7683 (内線(常三島 : 82)7095・7150)

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

別紙

まん延防止等重点措置の指定区域及び緊急事態宣言の対象地域（令和3年7月12日現在）

○まん延防止等重点措置の指定区域（8/22（日）まで）

埼玉県[さいたま市、川口市]

千葉県[市川市、船橋市、松戸市、浦安市、千葉市、習志野市、市原市、柏市、成田市]

神奈川県[横浜市、川崎市、相模原市、厚木市]

大阪府[大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、
枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、
和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、
四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、
岬町、太子町、河南町、千早赤阪村]

○緊急事態宣言の対象地域（8/22（日）まで）

東京都

沖縄県

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）

